

第3回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和5年3月30日(木) 午前10時00分 午前10時40分
2 場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室
3 出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 6 赤坂委員, 7 土居委員
欠席農業委員	
推進委員	沖野推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員, 大木推進委員, 山本推進委員,
4 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事
5 審議案件	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について 議案第17号 農用地利用配分計画原案の協議について 議案第18号 非農地証明申請について 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第3回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番石本委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、新庄町〇〇、〇〇の計2筆、地目は田が1筆、畑が1筆、面積は計363.28㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画は一般野菜を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は、荘野小学校から北東へ約550m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計472㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画は馬鈴薯を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南東へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は畑、面積は69㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画は馬鈴薯を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名学園から南へ約300m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 4番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計1,964㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画は馬鈴薯を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名学園から南へ約300m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2, 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ, 参考資料の4ページをご覧ください。 1番の申請地は, 下野町〇〇の1筆, 地目は田, 面積は985㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり, 第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は, 中通小学校から北西へ約100m付近にあります。 現地確認時, 耕作されていませんでした。 また, 太陽光発電事業者に, 水路のことで近隣トラブルにならないよう指導しました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番と3番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ, 参考資料の5ページをご覧ください。 2番の申請地は, 下野町〇〇の1筆, 地目は田, 面積は290㎡です。 3番の申請地は, 下野町〇〇の1筆, 地目は田, 面積は1,150㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。

土居 推進委員	申請地は、中通小学校から北西へ約 1,000m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 また、太陽光発電事業者に、水路のことで近隣トラブルにならないよう指導しました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番と 5 番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2, 3 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、竹原町〇〇（仮換地〇〇）の 1 筆、地目は田、面積は 222 m²（換地後の面積は 138.22 m²）です。 5 番の申請地は、竹原町字上新開〇〇（仮換地 3〇〇）の 1 筆、地目は田、面積は 157 m²（換地後の面積は 153.19 m²）です。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 自己住宅、駐車場及び進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 6 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 6 番の申請地は、下野町〇〇、吉名町〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも畑、面積は計 3,041 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 本総会で許可いただいた場合には、転用面積が 3,000 m ² を超えるため、令和 5 年 4 月 18 日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから南西へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、一部耕作されていましたが、収穫後に整備を開始すると聞いております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
土居委員	工事の完成期限と賃借権の設定期間を教えてください。
事務局	完成期限は令和 5 年 11 月 30 日、賃借権の設定期間は 20 年間です。
議 長	他にご質疑、ご意見はございませんか。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 7 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 7 番の申請地は、吉名町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 704 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。

大木 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから南西へ約 950m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 8 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 8 番の申請地は、高崎町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,467 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、高崎城会館から北西へ約 1,200m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 16 号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4 ページ，参考資料の 9，10 ページをご覧ください。 本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 9,810 m²，対象人員は，貸し手が 2 人，借り手が 2 人と 1 団体です。 内容につきましては，参考資料 9，10 ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合，令和 5 年 4 月 1 日付けで，公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。 次に日程第 4，議案第 17 号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ，参考資料の 11 ページをご覧ください。 本議案は，令和 5 年 3 月 20 日付けで，竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。 今回配分計画の協議があった案件の面積は計 4,572 m²，対象人員は，貸し手が 1 団体，借り手が 1 団体です。 内容につきましては，参考資料 11 ページのとおりとなっております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第 17 号「農用地利用配分計画原案の協議について」は異議がない旨，竹原市長に回答するよう決定いたします。 次に日程第 5，議案第 18 号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 6 ページ，参考資料の 12 ページをご覧ください。 1 番の申請地は，下野町〇〇の 1 筆，地目は畑，面積は 198 m²です。 昭和時代から農地として管理しておらず，現在に至るまで，宅地として利用されており，地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は，中通小学校から南東へ約 700m 付近にあります。 現地確認時，既に自己住宅が建築されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ，参考資料の 3 ページをご覧ください。 2 番の申請地は，吉名町〇〇の 1 筆，地目は畑，面積は 224 m²です。 昭和 30 年頃から農地として管理しておらず，現在，山林状態となっており，地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は，吉名学園から南へ約 300m 付近にあります。 現地確認時，山林状態となっており，耕作不可能な状態になっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第 6，報告第 5 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ，参考資料の 13～15 ページをご覧ください。 令和 5 年 2 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は 7 件，筆数は田 9 筆，畑 25 筆の計 34 筆， 面積は計 12,012.51 m ² の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 13～15 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	一般報告や協議事項等は特にありません。
議 長	以上をもちまして，令和 5 年第 3 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進